



長野県報

5月18日(木)
平成18年
(2006年)
第1761号

目次

告示

森林法に基づく保安林の指定(森林づくりチーム)	2
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川チーム)	2

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO推進チーム)	3
一般競争入札(県税チーム)	3
随意契約の相手方の決定(県税チーム)	4
土地改良区の解散(水と土・郷づくりチーム)	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策チーム)	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業政策チーム)	4
農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧(農業政策チーム)	5
建設業法に基づく建設業の許可の取消し(県土活用支援チーム)	6
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請の縦覧(水と土・郷づくりチーム)	11
土地改良事業の施行の同意(水と土・郷づくりチーム)	11
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(事業チーム)	11

正誤

正誤(情報公開・法規チーム)	12
正誤(経営企画チーム)	12



長野県告示第293号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成18年5月18日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林の所在場所

佐久市協和字大抜井8528の1・春日字西の入8529の1・南佐久郡南牧村大字板橋字まきば1426から1432まで・1433の1・1434から1437まで（以上14筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

飯山市大字照岡字どうじ平915の3、915の4、915のイの5、915のイの13、915のイの16、920の2（次の図に示す部分に限る。）、字猿藪922のニ

(2) 指定の目的

なだれの危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県生活環境部森林づくりチーム並びに関係市役所及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくりチーム

長野県告示第294号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川チーム及び長野県長野建設事務所において縦覧に供します。

平成18年5月18日

長野県知事 田中康夫

1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 裾花川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成18年5月18日

3 廃川敷地等の位置

長野市大字南長野字侍居1966番26

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 129.31平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川チーム